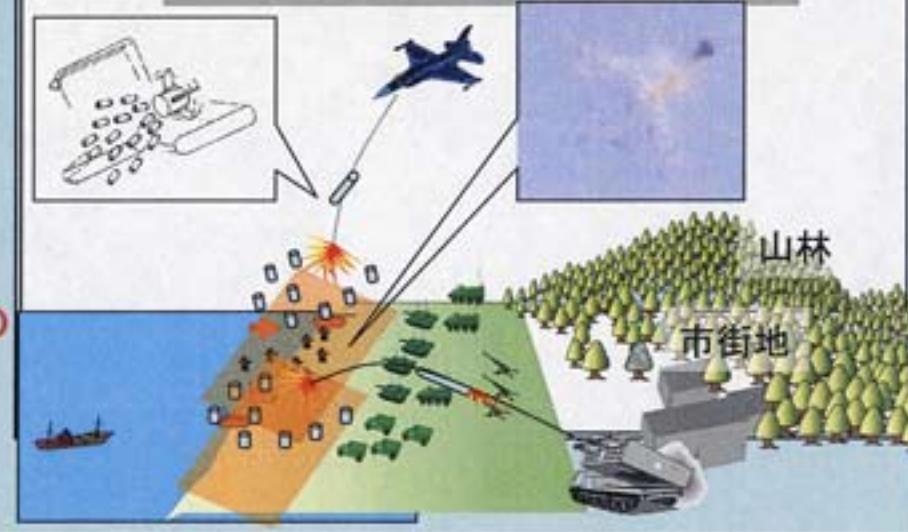


クラスター弾とは

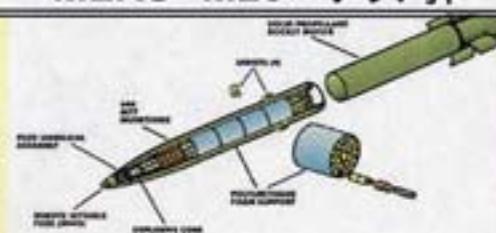
- クラスター弾とは、内蔵する子弹を空中で広範囲に散布する仕組みの爆弾など(自衛隊も保有)。
- 多数の子弹により**広い範囲を迅速に制圧**することが可能。
- 島嶼国家で山勝ちである我が国が、狭い平野で防衛作戦を行うためには、**水際にて上陸部隊の勢力を縮減することが必要**。
- 他方、海外においては、子弹が不発弾化した場合に、放置されたものが民間人被害を生起。

着上陸侵攻時の対処イメージ



自衛隊が保有するクラスター弾

MLRS M26ロケット弾



CBU-87/Bクラスター爆弾



155mm多目的りゅう弾



・対装甲、面制圧可能

・子弹を644個内蔵

・陸自MLRS(多連装ロケットシステム)として

車両から発射するロケット弾(この他、ロケット弾としては戦闘ヘリから発射するもの(子弹9個)もあり)

・対装甲、面制圧可能

・子弹を202個内蔵

・空自戦闘機から投下するもの

・軽装甲制圧が可能

・子弹を数十個内蔵(自己破壊機能付)

・火砲から発射するもの

クラスター弾に関する議論の経緯

【人道上の被害】

イラク(91年、03年)、コソボ(99-00年)、アフガニスタン(01-02年)、レバノン(06年)等で使用されたクラスター弾やその不発弾が民間人に被害を与えたことから、特にNGOや欧州諸国等がクラスター弾の国際的な禁止・規制の必要性を主張。

CCW(特定通常兵器使用禁止制限条約)

非人道的と認められる通常兵器(地雷、焼夷兵器等)の使用を禁止・制限する条約。米、中、露等の主要国が参加。

2006年11月 CCW運用検討会議
07年にクラスター弾につき議論することを合意
(交渉開始については合意不成立)

2007年6月19-22日
CCW政府専門家会合(ジュネーブ)



勧告 「新たな文書の可能性も含め、クラスター弾の人道上の影響に対処する最善の方法を決定すること」

11月7-13日
CCW締約国会議(ジュネーブ)



交渉開始を決定

2008年1月14-18日
CCW政府専門家会合(ジュネーブ)
(7月7-31日、9月1-5日、11月3-7日にも実施)

注:CCW= Convention on Certain Conventional Weapons

オスロ・プロセス

オスロ宣言に基づき、賛同国及びNGOを中心に、クラスター弾を禁止する国際約束を2008年中に策定するプロセス。

2007年2月22-23日
オスロ会議(ノルウェー)
49か国、NGO、国際機関

オスロ宣言の発出

5月23-25日
リマ会議(ペルー)
68か国、NGO、国際機関

12月5-7日 ウィーン会議(オーストリア)

2008年2月18-22日 ウェリントン会議(NZ)
2008年5月19-30日 ダブリン会議(アイルランド)
(その後、オスロにて条約署名式を想定)

①【我が国の基本的立場】

- クラスター弾の人道上の懸念に実効的に対処するためには、主要な生産国及び保有国の参加も得て、人道面と安全保障面のバランスを考慮しつつ議論を進めていくことが必要。
- かかる観点から、CCWの枠組みでクラスター弾に関する国際約束の交渉を行うことを支持。

クラスター爆弾に関する資料

2007年11月

I クラスター爆弾について

クラスター爆弾については、必ずしも明確な定義は存在しないが、一般的に、多量の子爆弾を入れた大型の容器を空中から投下し、地上からある程度の高度になったとき容器が開き子爆弾が散布される仕組みの爆弾をいう。1個の爆弾の爆発力を分散し、通常の爆弾にはできないような広範囲に効果を及ぼすことができる反面、不発弾となる確率が高いとも言われている。米軍等がコソボやアフガニスタンにおいて行ったクラスター爆弾による爆撃及びその不発弾の結果、民間人に被害が生じているとの指摘がなされている。

【2006年版　日本の軍縮・不拡散外交より】

II 國際社会における規制の動き

特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組み ※米、中、ロも条約当事国		オスロ・プロセス ※米、中、ロは不参加
CCW運用検討会議 2007年にクラスター爆弾につき議論することに合意（条約交渉開始については合意不成立）	2006年 11月	ノルウェーが禁止条約に向け国際会議開催を表明
	2007年 2月	オスロ（ノルウェー）で会議（49カ国） 「オスロ宣言」採択（46カ国、日本は態度留保）
	5月	リマ（ペルー）で会議（68カ国参加）
CCW政府専門家会合（ジュネーブ） 日本、米国が条約交渉入り支持を表明	6月	
CCW締約国会議（ジュネーブ）（78カ国参加） 2008年から政府専門家会合でクラスター爆弾の人道的影響に早急に対処するための提案につき交渉を始めることに合意（法的拘束力を持つ条約交渉開始については合意不成立）	11月	
	12月	ウィーン（オーストリア）で会議（予定）
	2008年 2月	ウェリントン（ニュージーランド）で会議（予定）
	5月	ダブリン（アイルランド）で会議（予定）
		その後、オスロにて条約署名式を想定

【外務省資料及び報道を基に作成】

現在、クラスター爆弾規制に関する動きは、オスロ・プロセスと呼ばれるものとCCWの枠組みに基づくものがある。

「オスロ・プロセス」は、ノルウェー政府の呼びかけで集まった「有志国」（現在、83カ国が参加）によるもので、2007年2月にオスロで会議を行い、2008年末までに禁止条約を制定することを目指す「オスロ宣言」を採択した。参加49カ国のうち、日本、ポーランド、ルーマニアは宣言に加わらない意向を示した。

今後は5月にペルーで行った会議を含め、2008年前半までに4回の会議を重ねる予定であるが、「オスロ・プロセス」には米国、中国、ロシアなどは参加しておらず、たとえ禁止条約ができてもこれらの国が締結する可能性は低い。また、参加国の英独仏が不発率1%未満であれば禁止対象から除外するよう主張するなど、一枚岩ではない。

他方、非人道的な通常兵器の使用を制限するため、1980年に採択された特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の枠組みにおいてもクラスター爆弾の問題に対処しようという動きがある。

CCW(103カ国が加盟)には、米国、中国、ロシア、イスラエルも参加しており、この枠組みなら、これらの国も加わった議論が行える利点がある。だが、NGOや「オスロ・プロセス」の主要推進国は、CCWでは条約への合意作りに時間がかかりすぎると主張している。

2007年6月、CCW政府専門家会合において、全面禁止には消極的な日本や米国が条約交渉入りの支持を表明したが、中国、ロシアの反対により条約交渉開始に関する議論は11月に先送りされた。同年11月の締約国会議では、CCWの枠組みでクラスター弾の人道上の懸念に早急に対応するための交渉を行う政府専門家会合を設立することを決定した。しかし規制対象とするクラスター弾の範囲や、法的な拘束力を持つ条約とするかどうかを巡って対立があり、交渉は難航が予想される。

【報道を基に作成】

III クラスター爆弾に関する日本政府の立場

日本は「オスロ・プロセス」の会議には参加しているが、CCWの枠組みに基づく規制を支持する立場。

2007年6月のCCW政府専門家会合において、日本は条約交渉入り支持を表明したが、交渉入りに積極的とされる外務省と「国防上の主要兵器」として難色を示す防衛省との間で政府内の調整は難航したという。防衛省は、長い海岸線を防衛する上で、クラスター爆弾は防衛手段として有効とみており、代替兵器開発まで禁止反対の姿勢を貫く構え。

【報道を基に作成】

保有の必要性

【166-参-外交防衛委員会-8号 平成19年04月26日】

○国務大臣(久間章生君)(前略)クラスター爆弾については、今のところこれに代わるような、この長い海岸線から入ってきたときに、そしてこちらの方は平野部で敵対する格好になるから、着上陸のそここのところでそれを撃退する方法についての武器が今のところ考えられないものですから、これはどうしてもやっぱり自衛隊としては持っておかないと万一のときに対抗できないという、そういうことから従来からこれは保有しているわけであります。

オスロ・プロセスへの対応

【166-参-外交防衛委員会-8号 平成19年04月26日】

○国務大臣(麻生太郎君)(前略)人道上いろいろ問題があるんだということは私どもとしても認識しております。事実、我々としても、レバノンとかそれからアフガニスタン等々でこのクラスター爆弾の不発弾の処理というものに協力をさせております。

(中略)現実的には保有国も生産国も全然参加していないものでは全く効果が上がらないと思いますので、(中略)全然実効性を伴わないではないかということが日本として(オスロ)宣言を支持するということを見送ったというのが前回の経緯です。

CCWへの対応

【168-参-予算委員会-2号 平成19年10月16日】

○内閣総理大臣(福田康夫君)クラスター弾の人道上の懸念、これに実効的に対処するためには、主要な生産国、そしてまた保有国、そういう国々の参加も得て、人道面とそれから安全保障面のバランスを考慮しながら議論を進めていくということが必要なんだろうと当面思っております。

そういうふうなことから、政府としては、11月に予定されておりますCCW締約国会議におきまして、国際約束の交渉開始について合意が得られるように努力してまいりたいと思っているところでございます。

Oslo Conference on Cluster Munitions,

22 – 23 February 2007

Declaration

A group of States, United Nations Organisations, the International Committee of the Red Cross, the Cluster Munitions Coalition and other humanitarian organisations met in Oslo on 22 – 23 February 2007 to discuss how to effectively address the humanitarian problems caused by cluster munitions.

Recognising the grave consequences caused by the use of cluster munitions and the need for immediate action, states commit themselves to:

1. Conclude by 2008 a legally binding international instrument that will:

- (i) prohibit the use, production, transfer and stockpiling of cluster munitions that cause unacceptable harm to civilians, and**
- (ii) establish a framework for cooperation and assistance that ensures adequate provision of care and rehabilitation to survivors and their communities, clearance of contaminated areas, risk education and destruction of stockpiles of prohibited cluster munitions.**

2. Consider taking steps at the national level to address these problems.

3. Continue to address the humanitarian challenges posed by cluster munitions within the framework of international humanitarian law and in all relevant fora.

4. Meet again to continue their work, including in Lima in May/June and Vienna in November/December 2007, and in Dublin in early 2008, and welcome the announcement of Belgium to organise a regional meeting.

Oslo, 23 February 2007

特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）締約国会議において 採択された決定文（抜粋）

【原文】

The Meeting of the High Contracting Parties to the CCW decided that the GGE will negotiate a proposal to address urgently the humanitarian impact of cluster munitions, while striking a balance between military and humanitarian considerations.

The GGE should make every effort to negotiate this proposal as rapidly as possible and report on the progress made to the next meeting of the High Contracting Parties in November 2008.

【仮訳】

CCW締約国会議は、政府専門家会合（GGE）が、軍事的及び人道的考慮のバランスをとりつつ、クラスター弾の人道的影響に早急に対処するための提案につき交渉することを決定した。

GGEは可能な限り速やかにこの提案を交渉するよう尽力し、進捗について2008年11月の次期締約国会合において報告する。

（了）

特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）締約国会議 概要と評価

平成19年11月19日
外務省・防衛省

11月5～13日、ジュネーブにおいて、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）締約国会議等（5日はCCW第5議定書締約国会議、6日はCCW改正第2議定書年次会合、7～13日はCCW締約国会議）が開催されたところ、議論の概要は以下のとおり。

（ポイント）

CCWの枠組みでクラスター弾の人道上の懸念に早急に対応するための交渉を行う政府専門家会合を設立することをコンセンサスで決定。

1. 参加国・団体

米、中、露、パキスタン、イスラエルを含む締約国78か国、オブザーバー国等30か国のほか、7の国際機関及び8のNGOが参加。我が国からは軍縮代表部樽井大使が代表団長を務め、外務省新保軍縮不拡散・科学部審議官、平野通常兵器室長、防衛省廣瀬国際政策課長他が東京から参加した。

2. 議論の概要

（1）2008年にCCWの枠組みでクラスター弾の問題を如何に扱うかが焦点となった。

（2）EUが「法的拘束力のある国際約束を2008年末まで交渉するため少なくとも3回会合を持つ政府専門家会合を設立すべし」との決定案を提示し、我が国、米国等もCCWの枠組みにおける交渉を支持したのに対し、露、中、パキスタン等は、政府専門家会合の作業の成果を予断することや、交渉に期限を設けることに慎重な態度を示した。

（3）種々の調整の結果、最終日の13日、「CCW締約国会議は、政府専門家会合（GGE）が、軍事的及び人道的考慮のバランスをとりつつ、クラスター弾の人道的影響に早急に対処するための提案（proposal）につき交渉することを決定した。GGEは可能な限り速やかにこの提案を交渉するよう尽力し、進捗について2008年11月の次期締約国会合において報告する。」との決定について、コンセンサスが得られた。

3. 我が国の発言要旨

（1）我が国からは、基本的な立場として、会議冒頭に以下の認識に基づきCCWの枠組みでの交渉を支持する旨発言。

- (イ) クラスター弾の人道上の懸念に対処するためには、主要な生産国及び保有国が参加するCCWが最も効果的な枠組み。
- (ロ) CCWの枠組みで人道面と安全保障面のバランスのとれた国際約束を作成すべき。

(2) 最終日、交渉について決定が採択されたことを受け、以下の立場を表明。

- (イ) 各国が立場の相違を乗り越えて柔軟性を発揮し、交渉へのコンセンサスを達成したことを高く評価。
- (ロ) CCWは、引き続き、クラスター弾の人道的懸念に対応するための国際約束に向けて、GGEで交渉を行い、具体的な成果を遅滞なくもたらすことが必要。

4. 評価

(1) CCWの枠組みで、政府専門家会合においてクラスター弾の人道上の懸念に早急に対応するための交渉を行うことがコンセンサスで決定された。主要な生産国及び保有国の参加が得られるCCWの枠組みでの交渉を支持してきた我が国としても高く評価。

(2) 今後、このCCW政府専門家会合において、人道面と安全保障面のバランスを考慮しつつ、クラスター弾の人道上の懸念に実効的に対処するための国際約束案を早急に作成することを目指していく。

5. その他の議論

遵守メカニズム、普遍化行動計画、スポンサーシップ・プログラム、対戦車地雷についても議論が行われた。

6. 今後の予定

2008年には、以下の会合がジュネーブで開催される予定。

- ・政府専門家会合（1月14日～18日、7月7～31日、9月1～5日、11月3～7日）
- ・第5議定書政府専門家会合（7月2～4日）、第2回締約国会議（11月10～11日）
- ・改正第2議定書第10回年次会合（11月12日）
- ・締約国会議（11月13～14日）

(了)